

# 若宮地区防災まちづくり協議会だより

第5号  
令和4年7月

発行：若宮地区防災まちづくり協議会



## 第5回協議会を開催しました！

令和4年5月31日（火）に開催した第5回協議会では、前回第4回協議会であげられた意見を踏まえた建物に関する取組の修正案について、意見交換を行いました。

また、若宮地区の道路に関する取組案についても意見交換を行いました。

本協議会だよりでは、当日の事務局からの説明内容と、それに対する委員からの意見について、抜粋してお伝えします。



第5回協議会の様子

## 若宮地区の道路に関する取組案について

### 防災まちづくりの目標と道路に関する方向性・取組案

※具体的な取組案の番号はP2-3の内容と紐づいています

目標	方向性	具体的な取組案
● 地震で壊れにくいまちにする	● 危険な塀などの改善や撤去を進める	① 垣又はさくの構造の制限 ② 区の助成（ブロック塀等撤去、生け垣等設置等）のPR（本号防災コラムに掲載） ※生け垣等設置等の助成については次号コラムに掲載予定です
● 火災が燃え広がらないまちにする	● 延焼遮断帯を整備する	③ 補助227号線の整備と沿道の不燃化
● 避難や消防活動がしやすいまちにする	● 地震時に確実に通れる主要な道路を整備する ● 建物等の倒壊による狭あい道路の閉塞を防ぐ ● 行き止まりを改善する ● 避難等の支障となる物を取り除く	④ 壁面の位置の制限による道路空間の確保 ⑤ 狭あい道路の拡幅整備 ⑥ 区の助成（老朽木造住宅の除却・建替え等）のPR（第4号防災コラムに掲載） ⑦ 行き止まり道路の改善 ⑧ 路上へのはみ出しの管理（自転車、植栽等） ⑨ 電柱の移設や無電柱化
● 安心して快適に暮らせるまちにする	● 道路を歩きやすくする	⑧ 路上へのはみ出しの管理（自転車、植栽等）（再掲） ⑩ 私道の整備

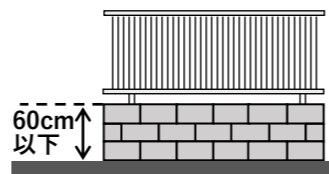
# 若宮地区の道路に関する取組案について

第5回協議会で意見交換した内容について、委員からあげられた意見の抜粋を紹介します。

## ①垣又はさくの構造の制限

中野区の他地区で定められているルール例

- 道路に面して震災時に倒壊の恐れがあるブロック塀等の設置を禁止する（高さ60cm以下のものや門柱等の部分は除く）
- 道路に面して垣、柵を設ける場合、生け垣または透視可能なフェンスとする



### <委員からの主なご意見>

- ・若宮地区にもブロック塀や垣又はさくの構造の制限ルールを取り入れてよいのではないか。

## ③補助227号線の整備と沿道の不燃化

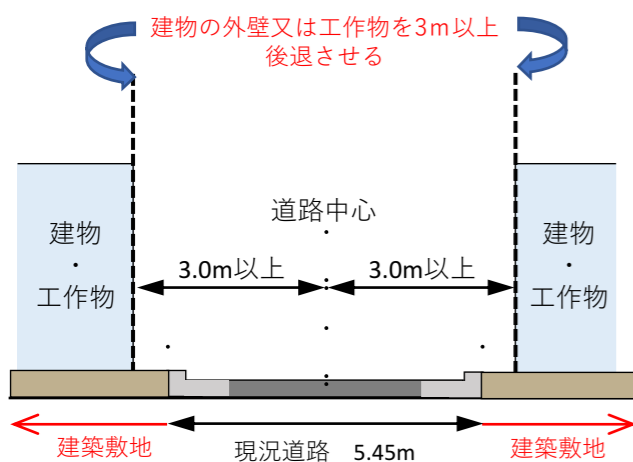
### <委員からの主なご意見>

- ・延焼遮断帯を形成するため、都市計画道路補助227号線の早期整備を行ってほしい。

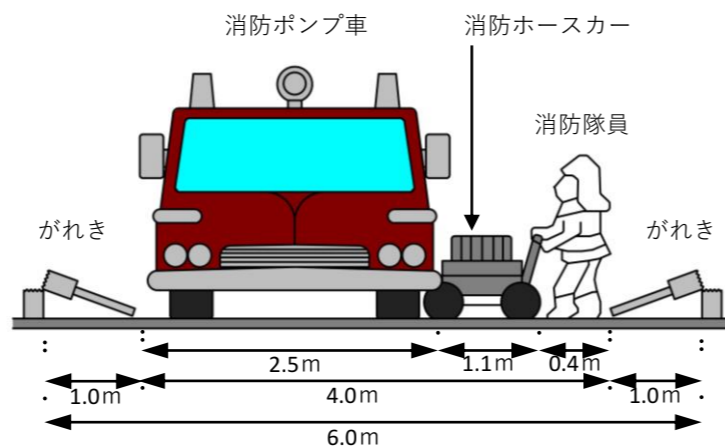
## ④壁面の位置の制限による道路空間の確保

- 広域避難場所や避難所への主要な避難ルートになると想定される道路について、現道を活かした避難道路のネットワークの形成を検討しています。
- 主要な避難道路については、災害時の消防活動や避難の円滑化のため、壁面の位置の制限と工作物の設置の制限を行うことで、沿道建物の建替えに併せて徐々に6mの道路空間を確保していくことを検討します。

### 壁面の位置と工作物の設置の制限による空間確保のイメージ



### 円滑な消防活動に有効な幅員



### <委員からの主なご意見>

- ・利用できる容積率と建ぺい率が変わらなければ建替え等への影響は少ないのではないか
- ・電柱の地中化によって道路空間を確保することはできないか

## ⑤狭あい道路の拡幅整備

- 若宮地区は、幅員4.0mに満たない道路が約6割を占めています。
- 建築基準法により、幅員4.0mに満たない狭あい道路に接した敷地で建築するときは、道路中心から2.0m後退することが義務づけられています。
- 中野区では、狭あい道路の拡幅整備事業により、後退を要する部分の拡幅整備を行っています。また、東京都安全条例に規定する角敷地の「すみ切り部分」の整備も行っています。

## ⑦行き止まり道路の改善

- 行き止まり道路は、ブロック塀や建物が倒壊すると避難できなくなるおそれがあります。避難ルートについて、普段から確認しておくことで災害時に安全に避難を行うことができます。
- また、行き止まり道路への対策として、案内板を設置することなどが考えられます。

### <委員からの主なご意見>

- ・案内板があると、実際に避難する時に心強い。
- ・行き止まりを通り抜けできるとよいと思うが、敷地内の通り抜けができるようになると、日常の防犯上で問題があるのではないか。

## ⑧路上へのはみ出しの管理（自転車、植栽等）

- 自転車、ごみ、植栽など、災害時の避難や日常の通行の妨げとなる物のはみ出しを防ぐことも重要です。
- 地区計画では、路上へのはみ出しに関する地区独自のルールを定めることはできません。ルールを定める場合には、地元の住民組織等により、任意のルール（ガイドライン等）を定める方法があります。

### <委員からの主なご意見>

- ・敷地内に置いている私物が道路まではみ出している例が見られる。避難時の支障となるおそれもあるので、危険。

## ⑨電柱の移設や無電柱化

- 中野区は「無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めています。

### <委員からの主なご意見>

- ・電柱の移設を行う際に、移設希望者や電柱の占有企業者、移設工事の影響を受ける住民などの関係者が話し合う場があるとよいのではないか。
- ・避難等に重要な道路は無電柱化を進めるよう区にはたらいかけらる。

## ⑩私道の整備 P.4 防災コラムを参照

- 私道は所有者の財産であるため、その所有者が舗装工事や下水工事の整備を行います。区ではこれらの工事に対して助成を行っています。

## <道路に関するその他のご意見>

- ・ゾーン30を取り入れてはどうか。
- ・商店街については、整然画一と賑わい雑多は半面的なところがあり、どのように調整を取るかが難しい課題となっている。自転車の乗り入れを規制できるとよい。

## ハガキアンケートを実施します

協議会の検討内容について皆様のご意見をお聞かせください。下の「ハガキアンケート調査票」にご記入いただき、ご返送ください。

アンケートへのご協力よろしく申し上げます。

### 回答期限

令和4年7月31日（日）

### 返送方法

（切り取り線）でハガキを切り取り、郵便ポストへ投函してください  
※切手不要

Webからもアンケートに回答いただけます。  
アクセスはこちら



（切り取り線）

### 若宮地区防災まちづくり協議会の 検討内容に関するハガキアンケート調査票

問1 若宮地区の道路の取組案について、ご意見・ご感想等がありましたら、ご自由にお書きください。

問2 本協議会だよりについて、ご意見・ご感想等がございましたら、ご自由にお書きください。

（切り取り線）

# 道路等に関する区の助成制度について

中野区が行っている「**道路等に関する助成制度**」についてお伝えします。工事をお考えの方は、下記の助成制度の活用をご検討ください。

## ●私道整備助成（舗装工事）

砂利道や傷んでいる私道の舗装工事をする方に対して、区が助成を行います。

## ●私道排水設備助成（下水工事）

現在、私道に設置されている老朽化した下水管の入替工事をする方に対して区が助成を行います。

★助成率

舗装工事・下水工事	助成割合
新規に整備を行うもの	基準工事費の90%
前回の整備から15年以上30年未満	基準工事費の72%
前回の整備から30年以上経過したもの	基準工事費の90%

助成の対象となる私道の条件は、区ホームページまたは担当係までお問い合わせください。現地立ち会いのうえ制度の説明をおこなうことも可能です。

**担当係：都市基盤部道路課道路維持係（03-3228-5530）**

## ●ブロック塀等撤去工事等助成制度

**道路等に面した、高さ1.2m以上で倒壊のおそれのあるブロック塀等**の撤去工事及び撤去後のフェンス等設置にかかる費用の一部を助成する制度です。

！**現在面している道路等が「狭あい道路」の場合、道路の拡幅整備を併せて行う必要があります。**

！**助成の申請は下記の「A」又は「A+B」となります。「B」のみの工事で申請を行うことは出来ません。**

A.ブロック塀等の撤去	避難路の場合 左記の額× 【9/10】	助成金額 【限度額】 90万円
以下の①②のうちいずれか少ない額 ①撤去に要する費用(円) ②撤去塀長さ(m)×17,000(円/m)	避難路以外の場合 左記の額× 【4/5】	
B.新設フェンス等の設置	避難路の場合 左記の額× 【9/10】	助成金額 【限度額】 50万円
以下の①②のうちいずれか少ない額 ①設置に要する費用(円) ②新設フェンス長さ(撤去塀長さ が上限)×10,000(円/m)	避難路以外の場合 左記の額× 【4/5】	

- ・「**ブロック塀等**」とは、コンクリートブロック造、石造、万年塀などの塀やこれらと一体となった門柱です。
- ・「**避難路**」とは、幅員4m以上の道路、または区が指定する通学路のことをいいます。
- ・「**狭あい道路**」とは、建築基準法第42条第2項に規定する道路等のことです。

**担当係：都市基盤部建築課耐震化促進係（03-3228-5576）**

中野区には、上記の助成制度以外に**生け垣等設置の助成制度**もあります。詳細は次号のコラムでご紹介します。

（注）**本記載内容は、令和4年7月時点のものです。助成内容などは今後変更される場合があります。詳細は担当係にお問合せください。**

(切り取り線)

郵便はがき

113 8790

料金受取人払郵便

本郷局承認

5503

差出有効期間  
2022年8月31日まで

切手不要

(受取人)  
東京都文京区本郷2丁目35番10号

株式会社 都市環境研究所  
計画グループ 担当 宛

(切り取り線)

## 問合せ先

※協議会だよりのお問合せは事務局へお願いいたします

若宮地区防災まちづくり協議会事務局

(株) 都市環境研究所

担当：藤野、酒井、大井

TEL : 03-3814-1001 (代表)

FAX : 03-3818-2993

E-mail : fujino@urdi.co.jp

中野区担当

中野区まちづくり推進部

まちづくり計画課

担当：斎藤、松本

TEL : 03-3228-5463 (直通)

中野区HP  
情報発信中

